

## ○図書館法 (抜粋)

(昭和25年4月30日 法律第118号)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○図書館法施行規則 (抜粋)

(昭和25年9月6日 文部省令第27号)

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

## ○四日市市立図書館協議会条例

(平成12年3月29日 条例第39号)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、四日市市立図書館(以下「図書館」という。)に四日市市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

第3条 委員の定数は、9人以内とする。

2 委員の任期は1年とする。ただし、委員に特別の事情があるときは任期中であっても解任することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(以下略)